

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次の通り、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和6年8月29日

高岡市長 角田 悠紀

高岡市民病院売店設置運營業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

高岡市民病院売店設置運營業務

(2) 業務内容

ア 日用品、飲食物及び医療用品等の販売

イ イートインスペースの設置運営

ウ 事業者が提案した独自サービス

※詳細は別紙「高岡市民病院売店設置運營業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 発注課

高岡市民病院事務局総務課(以下総務課)

(4) 使用許可

事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けるものとする。

使用許可期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするが、事業者の提案又は受託事業者選定後に協議により変更することがある。

期間満了の6か月前までに双方協議の上で更新できるものとする。

(5) 使用料等

ア 使用料

事業者は、高岡市行政財産の使用料に関する条例(平成17年11月1日高岡市条例第59号)に基づき使用料を支払うものとする。

イ 光熱水費(電気、ガス、上下水道)

月次の使用量に、当院の光熱水費単価を乗じて得た額(実費)とする。

2 当院の概要

施設名 高岡市民病院

所在地 富山県高岡市宝町4番1号

病床数 373床(医療法上の届出病床数)

内訳 一般病床 305 床、精神病床 50 床、結核病床 12 床、感染症病床 6 床
休診日 土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

患者数 直近3ヵ年の実績

ア 入院患者数

令和3年度 98,352 人(1日平均 269.5 人)

令和4年度 90,308 人(1日平均 247.4 人)

令和5年度 84,772 人(1日平均 236.1 人)

イ 外来患者数

令和3年度 176,469 人(1日平均 729.2 人)

令和4年度 171,548 人(1日平均 706.0 人)

令和5年度 162,018 人(1日平均 666.7 人)

職員数 500 人(令和6年6月1日現在)

正規職員及び会計年度任用職員。委託職員を除く

3 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 高岡市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。(参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に高岡市管財契約課に入札参加資格審査申請を行うこと。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)

③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行に当たり必要な要件

ア 事業実績等

病床数200床以上の病院において、売店設置運営業務を5年以上継続したことがあること。フランチャイズ方式を採用する場合は、フランチャイザーが当該実績を有していれば要件を満たしているものと見做す。また、フランチャイジーに事業実績等がない場合は、フランチャイザーの有する院内店舗の知見に基づき、フランチャイジーに対し必要な研修等を実施すること。

イ 出店期間

経営基盤が安定し、使用許可期間の始期から5年以上出店が可能であること。

4 日程及び事務手続

(1) 説明資料

ア 交付期間

令和6年8月29日(木)午前9時から同年9月11日(水)午後5時まで

イ 交付場所及び方法

市民病院総務課において直接交付します。又は、高岡市民病院及び高岡市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

※テナントエリア周辺の各種設備(給排水・衛生、電灯、動力、コンセント、都市ガス、空調、空調配管)平面図については、希望する事業者電子メールで送付します。件名を「各種設備平面図希望(〇〇〇)」(〇〇〇は事業者名)として、本要領末尾に記載のメールアドレスまでご連絡ください。

(2) 現地説明会

ア 開催日

令和6年8月 29 日(木)から同年9月 11 日(水)の間で、当院が指定する日(予定)

※別の日を希望する場合には市民病院総務課担当者に相談してください。

※開催日時等の詳細は、申込者へ別途連絡します。

イ 場所

高岡市民病院内

ウ 参加者

1参加者につき3名以内とします。

エ その他留意事項

見学希望の場合は、市民病院総務課担当者に電話で事前に申し込むこと。

(3) 参加表明書(様式第1号)

ア 受付期間

令和6年8月 29 日(木)午前9時から同年9月 19 日(木)午後5時まで(必着)

イ 受付場所及び方法

高岡市管財契約課へ直接持参すること。郵送による提出も可とします。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、9月 19 日(木)必着とします。また、収受確認のため、送付後に高岡市管財契約課担当者に電話による連絡をしてください。

(4) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知

令和6年9月 30 日(月)までに通知します。

(5) 質問書(様式任意)

指定した期間内に、「質問書」をファックス又はメールにて高岡市管財契約課へ提出してください。

※上記以外の方法による問合せには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和6年8月 29 日(木)午前9時から同年9月 24 日(火)午後5時まで

イ 受付場所

参加表明書に同じ

※質問する場合には、タイトルを「高岡市民病院売店設置運營業務質問書(〇〇〇)」(〇〇〇は事業者名)としてください。

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、ファックス又はメールで行います。また、質問者の事業者名を伏せた上で高岡市民病院及び高岡市公式ウェブサイトで公表します。

(6) 提案書について

ア 受付期間

令和6年9月 20 日(金)午前9時から同年 10 月 18 日(金)午後5時まで

イ 受付場所及び方法

市民病院総務課へ直接持参すること。郵送による提出も可とします。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、令和6年10月18日(金)必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

提案書(様式第2号の1、様式第2号の2)及び参考資料

※様式第2号の1は1部、他は、各10部ご用意ください。用紙サイズはA4又はA3とし、A3の場合には折りたたみA4サイズとなるようにしてください。

※提出の際、件名を「高岡市民病院売店設置運營業務提案資料の送付(〇〇〇)」(〇〇〇は事業者名)としてください。

エ 記載内容

別紙「高岡市民病院売店設置運營業務に係る仕様書」及び「高岡市民病院売店設置運營業務に係る提案書作成要領」を参照すること。

※選考委員会による審査の公平性を保つため、様式第2号の2及び参考資料には住所や事業者名、事業者名を特定できるような商品名の記載をしないでください。

(7) ヒアリング

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを行います。

ア 実施日時

令和6年10月下旬～11月上旬(時間及び場所は別途通知します。)

イ 実施方法

30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

ウ 留意点

- ・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないでください。
- ・説明員は3名以内としてください。
- ・プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配付、投影はしないでください。
- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、机、椅子等については当院が用意します。その他の必要機器は各事業者で準備してください。

(8) 受託候補者選定方法及び結果の通知

ア 審査項目、評価の考え方・着眼点及び基準点は別添の「提案書評価採点基準表」のとおりです。

イ 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。

ウ 上記ア、イにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

エ 選考委員会終了後、各委員が定めた順位を参考に選考委員会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として選定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

カ 受託候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

ク 最低選定基準点

合計 1,050 点のうち 630 点(6割)

ケ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非選定者の名称を伏せた上、高岡市民病院及び高岡市公式ウェブサイトで公表します。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失います。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤ 実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥ その他選考委員会が不適格と認める場合

6 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに市民病院総務課に電話連絡の上、参加辞退届(様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。)を作成し、市民病院総務課に提出してください。

7 契約に関する事項

- (1) 本件プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を選定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。
- (2) 受託候補者を選定後、双方協議の上、業務の詳細について定めるものとします。
- (3) 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。
- (4) 受託候補者の選定以後に上記3 資格要件に記載した条件を満たさなくなった場合に

は、契約を締結しないことがあります。

(5) 事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238号の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けていただきます。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取消し又は変更します。

ア 使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。

イ 使用許可した物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき

なお、取消し又は変更した場合において、その取消し又は変更により事業者に損失が生じても、当院はその損失の補償をいたしません。また、事業者は一切の補償請求を行わないこととします。

(7) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、事業者は店舗の撤去等を速やかに行い、原状回復するものとします。

8 その他

(1) 本プロポーザルに関して提出された書類等(以下「提出書類等」という。)は、原則として追加・変更を認めません。ただし、当院が認めた場合はこの限りではなく、当院は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとします。

(2) 受託候補者となったものが提出した書類等は返却しません。

(3) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。

(4) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

(5) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に選定された者が作成した提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。

<書類提出先・問い合わせ先>

【参加表明書、質問書について】

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番 50号

高岡市 総務部 管財契約課 契約係 (担当:堀本)

T E L:0766-20-1384 F A X:0766-20-1383

E-Mail:kankei@city.takaoka.lg.jp

【提案書、ヒアリングについて】

〒933-8550 富山県高岡市宝町4番1号

高岡市民病院 事務局 総務課 管財用度係 (担当:廣瀬)

T E L:0766-23-0204 F A X:0766-26-2882

E-Mail:hospitaljim@city.takaoka.lg.jp